委　託　契　約　書（案）

　北海道（以下「委託者」という。）と　（以下「受託者」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約する。

（委託業務）

第１条　委託者は、北海道立向陽ヶ丘病院における患者給食業務（以下「委託業務」という。）の処理を受託者に委託し、受託者は、これを受託する。

（処理の方法）

第２条　受託者は、別紙委託業務仕様書（以下「仕様書」という）により委託業務を処理しなければならない。

２　前項の仕様書に定めのない事項については、委託者受託者協議して処理するものとする。

（委託期間）

第３条　委託期間は、令和８年（2026年）４月１日から令和９年（2027年）３月３１日までとする。

２　委託者は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（委託料）

第４条　受託者は、委託業務に対する委託料として、人件費・一般管理費分金

円（うち消費税及び地方消費税の額金　円）【月額金　円】に、給食材料費分である別表の単価と提供食数（オーダー締め切り時の食数に、オーダー締め切り後に追加された食数を加えたもので、検食・保存食を含む）を乗じたものに消費税及び地方消費税を加えた額との合計額を委託者に請求するものとし、請求時に生じる円に満たない端数については切り捨てる。

２　委託者は、受託者から前項の規定による適法な請求書を受理したときは、その日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を受託者に対して支払うものとする。

３　委託者は、その責めに帰すべき理由により約定期間内に委託料を支払わないときは、その支払期限の翌日から、支払いの日までの日数に応じ、当該未払額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払う。

４　委託料の支払場所は、北海道立向陽ヶ丘病院企業出納員の勤務の場所とする。

（契約保証金）

第５条　契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第６条　受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第７条　受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受託者は、災害、疾病その他やむを得ない事情により、自ら委託業務の処理に従事できないときは、

前項の規定にかかわらず、委託者の指定する期間に限り、受託者の責任において第三者に委託業務の

処理をさせることができる。この場合においては、受託者は、委託者が指示する書面を提出の上、あ

らかじめ委託者の承諾を得なければならない。

３　受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託　先の行為に

ついて、委託者に対して全ての責任を負うものとする。

４　受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必　要な事項に

ついて、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。（業務担当員）

第８条　委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

（受託責任者の設置）

第９条　受託者は、委託業務の処理のため、受託責任者を定め、遅滞なく、委託者に通知するものとする。受託責任者を変更した場合も、同様とする。

２　前項の受託責任者は、業務に従事する受託者の全ての従業員に対し指揮・監督をする権限を有し、その義務を負う。

３　委託者は、受託責任者に対し、委託業務についての指示を行う。

４　受託者は、委託業務に従事する従業員には常に清潔かつ端正な服装を着用させるとともに、受託者の発行する身分証明書を常時携行させなければならない。

５　受託者は委託業務に従事する従業員に関する諸法令上の一切の責任を負うものとする。

（受託者の従業員の管理）

第10条 受託者は、委託業務に必要な栄養士、調理師及び調理補助員などの人員を常時確保し、受託者の責任と権限において、その人員の採用、交代、訓練など一切の管理を行う。

２　受託者は、委託業務に従事する従業員を配置し、遅滞なく、氏名及び年齢を委託者に通知するものとする。従業員に異動があった場合も、同様とする。

（受託責任者の変更請求等）

第11条 委託者は、受託責任者又は委託業務に従事する従業員が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。

２　受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

（業務内容の変更等）

第12条　委託者は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、委託者は、受託者に対し書面により通知するものとし、委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者受託者協議して書面によりこれを定めるものとする。

２　前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における委託者の賠償額は、委託者受託者協議して定めるものとする。

（施設等の使用等）

第13条 委託者は、受託者に業務に必要な厨房施設、備品及びその他施設（以下「施設等」という。）を無償で供与し、受託者はこれを借り受けて業務を行う。

２　委託者は、受託者が委託業務を処理するために必要な室を指定するものとする。

３　受託者は、施設等及び指定された室について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

４　受託者は、委託期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに、指定された室を原状に回復し、明け渡さなければならない。

５ 受託者は、施設等に修理等が生じたときは、委託者に申し出ることとし、委託者はその必要性を認めたときは、委託者の責任において修理を行う。

６　受託者の責任に帰す原因により修理の必要性が生じたときは、委託者の許可を得て、受託者の責任において修理を行う。

（報告義務）

第14条　受託者は、毎日９時までに前日の業務に関し、委託者の指定する様式により業務担当員に報告しなければならない。

２　受託者は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに、業務担当員と協議しなければならない。

(1) 仕様書で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。

(2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

　(3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

３　受託者は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、委託者又は業務担当員にその処理経過、結果等を報告するものとする。

（調査等）

第15条　委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

　（委託者の任意解除権）

第16条　委託者は、次条から第19条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。

２　前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

　（委託者の催告による解除権）

第17条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。

(2)　正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。

　(3)　前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

　（委託者の催告によらない解除権）

第18条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

　(1)　この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。

　(2)　受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

　(3)　受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する　　意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することがで　　きないとき。

　(4)　契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約　　をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

　(5)　前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても　　契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第　２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

　(7)　第21条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

　(8)　受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第19条　委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を　　　解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1)　受託者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第　　54号。以下この条及び第22条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第22条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令　　について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第２項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

(2)　受託者が納付命令（独占禁止法第62条第１項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この　　条及び第25条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消されたときを含む。）。

(3)　受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付　　命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

　(4)　受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令　　又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。

　(5)　排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの 訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第２条の２第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第１項若しくは第165条の２の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

　(6)　受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第１項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第１項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

　（委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第20条　第17条各号又は第18条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものである　ときは、委託者は、第17条又は第18条の規定による契約の解除をすることができない。

　（受託者の催告による解除権）

第21条　受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

　（受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第22条　前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、同

　条の規定による契約の解除をすることができない。

　（解除に伴う措置）

第23条　委託者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合において、既に行われた業務処理により利益を受けるときは、その利益の割合に応じて業務委託料を支払うものとする。

　（委託者の損害賠償請求等）

第24条　受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の１に相当する額を　賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

　(1)　第17条又は第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。

　(2)　受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債　　　務について履行不能となったとき。

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

　(1)　受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

　(2)　受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第

　　　154号)の規定により選任された管財人

　(3)　受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律225号)の規定により選任された再生債務者等

３　第１項各号に定める場合（前項の規定により第１項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

４　第１項の場合（第18条第６号又は第８号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）

　において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当該契約保証金又は担保をもって同項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の１に相当する額に不足するときは、受託者は、当該不足額を委託者の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の１に相当する額を超過するときは、委託者は、当該超過額を返還しなければならない。

第25条　受託者は、この契約に関して、第19条各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の10分の２に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第１号から第５号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項第３号に規定するものであるとき又は同項第６号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

２　委託者は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の10分の２に相当する額を超えるときは、　受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

３　前２項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

　（委託業務の処理に関する損害賠償）

第26条　受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

３　受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

　（受託者の損害賠償請求等）

第27条　受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1)　第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であ　　るとき。

（相殺）

第28条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する契約保証金返還請求権、委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

（秘密の保持）

第29条　受託者は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

２　受託者は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

（管轄裁判所）

第30条　この契約について訴訟等の生じたときは、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第１審の裁判所とする。

　（電子メールを利用する方法）

第31条　この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、

報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子メールを利用して行うことがで

きる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（契約に定めのない事項）

第32条　この契約に定めのない事項については、必要に応じ委託者受託者協議して定めるものとする。

　この契約を証するため、本書を２通作成し、委託者受託者代行者記名押印の上、委託者受託者が各自その１通を保有するものとする。

　令和　　年（　　　　年） 　 月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　委託者　北海道

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　北海道立向陽ヶ丘病院長　藤　井　　泰

　　　　　　　　　　　　　　　　受託者

　　　　　　　　　　　　　　　　代行者